

定期積金規定

1. (定期積金契約の成立)

当行は、お客さまから当行所定のこの定期積金（以下「この積金」といいます。）の申込書の提出を受け、当行が通帳を交付する等してこれを承諾したときに、この積金に係る契約が成立するものとします。

2. (掛金の払込み)

- (1) この積金は、通帳に記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず定期積金通帳をご提示ください。
- (2) A T Mでの払込み（ご入金）が可能です。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

5. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または約定利率相当（年 365 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

6. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② 当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めたときは、この積金は満期日前に解約できません。当行が解約請求に応じる場合、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ 上記①、②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。
 - A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が 1 年未満のもの
解約日における普通預金利率
 - B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が 1 年以上のもの
約定年利回×60%（小数点第 4 位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）
 - ④ この計算の単位は 1 円とします。

7. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて満期日に計算します。
- (2) 先払い分に応じた満期日の繰上げは行いません。

8. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金口座は、第10条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの積金口座の開設および利用をお断りするものとします。

10. (解約)

- (1) この積金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して定期積金通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 前項の規定にかかわらず、この積金の契約者（以下、「契約者」といいます。）に相続が開始し、当行が契約者の死亡にかかわる手続きを受理した後は、当該契約者の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による解約請求でなければ、解約できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの積金取引を停止し、または契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、その到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約の効力を生じるものとします。
 - ① この積金口座の契約者が存在しないことが明らかになった場合、または積金口座の契約者の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この積金の契約者が第13条第1項に違反した場合
 - ③ この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、当行はこの積金取引を停止し、または契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとし、通知により解約する場合におけるその効力は前項の定めと同様とします。なお、この解約によって生じた契約者の損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、当行はその損害額を契約者に対し請求できるものとします。
 - ① 契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ② 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合。

- A. 暴力的な要求行為
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
E. その他前各号に準ずる行為
11. (印鑑照合)
払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、請求者等が請求等の権限を有すると当行が過失無く判断して行った取扱いは有効な取扱いとします。
12. (積金の払戻しにおける本人確認)
この積金の払戻しにおいて、当行は、この規定に定める払戻しの手続きに加え、当該積金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための公的な本人確認書類の提示、その他法定の取引時確認等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは当該積金の払戻しを行いません。
13. (譲渡、質入れの禁止)
(1) この積金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
14. (届け出事項の変更、通帳の再発行等)
(1) 定期積金通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは直ちに書面によって当行に届けてください。この届出の前に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
(2) 定期積金通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
15. (成年後見人等の届出)
(1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届けてください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力(補助・保佐・後見の開始等)に影響を及ぼす事由が生じたときも、同様に当行に届けてください。
(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な記載事項を書面によって当行に届けてください。
(3)すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届けてください。
(4)前三項の届出事項に取消し又は変更(第1項の成年後見人等の地位や権限、行為能力の変動を含みます。)が生じた場合にも同様に届けてください。
(5)前四項の届出の前に、当行が過失なく契約者の行為能力に制限がないと判断して行った取引は有効なものとし、契約者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しや無効等を主張できないものとします。
16. (保険事故発生時における契約者からの相殺)
(1) この積金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
① 相殺通知は書面によるものとし、定期積金通帳ならびに届出の印章により記名押印した払戻請求書を直ちに当行に提出してください。
② 複数の借入金等の債務(契約者の当行に対する債務、第三者の当行に対する債務で契約者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、契約者の保証債務から相殺されるものとします。
③ 前号の充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
(3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
17. (取引の制限等)
(1) 当行は、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する契約者の回答、具体的な取引の内容、契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
(3) 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、契約者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。
18. (規定の変更)
(1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定(民法第548条の4)に基づき(付随的な事柄や手続に係わる事項等は除きます。)変更できるものとします。
(2) 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。
19. (準拠法・管轄裁判所)
(1) 本規定の準拠法は日本法とします。
(2) 本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、大分地方裁判所もしくは大分簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上